

平成 19 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ライブドアホールディングス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平松庚三
問 い 合 わ せ 先 経 営 企 画 管 理 部 長 落合紀貴
(TEL. 03 - 5155 - 1001)

「第 12 期定時株主総会招集ご通知」株主総会参考書類の一部訂正について

平成 19 年 12 月 6 日付けにてご送付申し上げました標記書類について、一部記載漏れ等の訂正事項がございましたので、ここに深くお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。

記

株主総会参考書類 38 ページ 第 2 号議案 定款一部変更の件 1、変更の理由 (2)

(訂正箇所は網掛けを付して表示しております。)

誤	正
(2) 取締役会の運営に柔軟性を与え、またガバナンスを向上させて株主の皆様による監督が一層強化できるよう、取締役の任期を 1 年に短縮したく存じます。	(2) 取締役会の運営に柔軟性を与え、またガバナンスを向上させて株主の皆様による監督が一層強化できるよう、取締役の任期を 1 年に短縮したく存じます。また、平成 18 年 12 月 22 日開催の定時株主総会で選任された取締役の任期を明確にするため、新たに附則 1 を設けるものであります。

株主総会参考書類 38 ページ 第 2 号議案 定款一部変更の件 1、変更の理由 (4) 3 行目

誤	正
た事業年度の変更に伴う経過措置として新たに附則を設けるものであります。	た事業年度の変更に伴う経過措置として新たに附則 2 を設けるものであります。

株主総会参考書類 41 ページ 第 2 号議案 定款変更案 附則

誤	正
<p>附 則</p> <p>第 47 条（事業年度）の規定にかかわらず、平成 19 年 10 月 1 日から始まる事業年度（第 13 期）は、平成 20 年 3 月 31 日をもって終了するものとする。なお、本附則は第 13 期の終了をもってこれを削除する。</p>	<p>附 則 1</p> <p>第 22 条の規定は、平成 19 年 12 月 21 日開催の定時株主総会において選任される取締役から適用される。なお、本附則 1 は、第 13 期の終了をもってこれを削除する。</p> <p>附 則 2</p> <p>第 47 条（事業年度）の規定にかかわらず、平成 19 年 10 月 1 日から始まる事業年度（第 13 期）は、平成 20 年 3 月 31 日をもって終了するものとする。なお、本附則 2 は第 13 期の終了をもってこれを削除する。</p>

株主総会参考書類 45 ページ第 5 号議案（注） 2.

誤	正
<p>2. 当社社外監査役である湯本博氏及び増田光利氏とは、会社法第 423 条第 1 項の責任について、社外取締役または社外監査役の職を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない時は、5,000 千円以上のあらかじめ定められた額と同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額とのどちらか高い額をもって損害賠償額の限度とする責任限定契約を締結しており、腰塚和男氏においても同様の契約を締結する予定です。</p>	<p>2. 当社社外監査役である湯本博氏及び増田光利氏とは、会社法第 423 条第 1 項の責任について、社外取締役または社外監査役の職を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない時は、5,000 千円以上のあらかじめ定められた額と同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額とのどちらか高い額をもって損害賠償額の限度とする責任限定契約を締結しております。</p>

以上